

川越市民憲章

昭和 57（1982）年 12 月 1 日制定

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

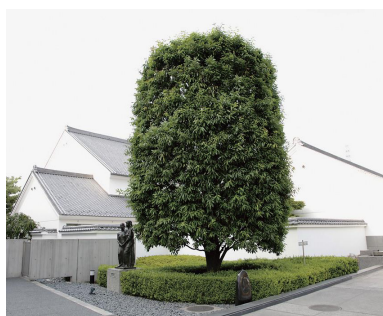
■市紋章
（明治 45 年制定）



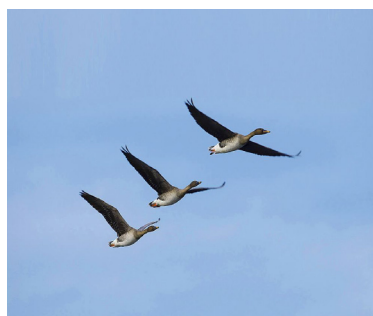
■市の花 山吹（やまぶき）
（昭和 57 年制定）



■市の木 かし
（昭和 57 年制定）



■市の鳥 雁（かり）
（平成 4 年制定）



ごあいさつ



本市は、古くから城下町として栄え、産業・文化・経済・観光などの拠点都市として発展してきました。大正 11 年に、埼玉県内初の市制を施行し、令和 4 年 12 月に市制 100 周年を迎えています。今後も、埼玉県南西部地域の中核都市としてますますの発展が期待されています。

市内には、歴史的・文化的遺産が数多く残されており、入間川や新河岸川、伊佐沼といった水辺や、武蔵野の面影を残す樹林など、水と緑の豊かな自然環境にも恵まれた都市を形成しています。

川越市都市計画マスタープランは、これらの歴史や文化を大切にしながら、人に優しく、快適で美しい個性豊かな都市の実現に向け、市民の皆様や事業者等と行政が協働して推進していくための基本方針として、平成 12 年 3 月に策定したものです。

このたび、策定から 20 余年がたち、目標年次を迎えたことから、これまでのまちづくりの理念や目標を継承しつつ、都市をめぐる環境の変化に対応するため、改定を行いました。

本市の人口は、今後、緩やかに減少していくことが予想されています。人口減少や少子・超高齢社会の進行等の社会情勢の変化に対応した上で、暮らしやすいまちを維持し、持続可能な都市を実現するため、市民の皆様や事業者等と行政が協働したまちづくりを実施していくことが不可欠です。

今後も豊かな自然と調和し安全で安心して暮らせる豊かなまちづくりの実現に向け、川越市都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和 6 年 10 月

川越市長 川 合 善 明

目次

序章 都市計画マスタープランとは	1
1. 川越市都市計画マスタープランについて.....	2
2. 役割.....	3
3. 対象区域.....	3
4. 目標年次.....	3
5. 構成.....	3
第1章 全体構想	5
1. 本市の現況およびこれまでの取組・成果を踏まえた今後の課題.....	6
2. まちづくりの理念、将来都市像.....	33
3. 将来のまちづくりのあり方.....	34
4. 部門別まちづくりの方針.....	43
(1) 土地利用の方針	43
(2) 道路・交通体系の方針	52
(3) 水と緑のまちづくりの方針	59
(4) 景観まちづくりの方針	61
(5) 安全・安心のまちづくりの方針	63
(6) 市街地整備の方針	67
第2章 地域別構想	75
地域別構想の区分.....	76
1. 本庁地区.....	77
2. 芳野地区.....	90
3. 古谷地区.....	98
4. 南古谷地区.....	107
5. 高階地区.....	115
6. 福原地区.....	124
7. 大東地区.....	132
8. 霞ヶ関地区.....	141
9. 川鶴地区.....	151
10. 霞ヶ関北地区.....	157
11. 名細地区.....	165
12. 山田地区.....	174
第3章 実現に向けて	183
都市計画マスタープランの活用と進行管理.....	184
資料編	185
改定の経過.....	186